

令和2年門審第32号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官福間功出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和元年12月8日11時35分  
福岡県志賀島北方沖合
- 2 船舶の要目  
船種 船名 モーターボートA  
登録 長 5.94メートル  
機関の種類 電気点火機関  
出 力 58キロワット
- 3 事実の経過

Aは、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和元年12月8日07時00分福岡県弘漁港を発し、同県玄界島北方沖合の釣り場に向かったものの、同受審人が、同乗した知人の船酔いを考慮して志賀島北東方沖合の釣り場に変更し、07時30分同釣り場に到着後、漂泊して釣りを開始した。

ところで、Aは、a受審人が専ら魚釣りに使用するFRP製モーターボートで、魚群探知機と一体型のGPSプロッターを搭載し、同GPSプロッターの画面表示を小縮尺から大縮尺に切り換える（以下「拡大表示」という。）と、水深の詳細が確認できるようになっていた。

a受審人は、釣果を求めながら釣り場を移動しても、思ったほどの釣果が得られなかったため、志賀島北方沖合を南下して帰途に就くこととし、同島北方沖合に浅所が存在することを知っていたものの、水深等の詳細を知らなかったが、自船より志賀島寄りを漁船が航行していたので、同漁船より沖合を航行すれば十分な水深があり支障なく航行できるものと思い、作動していたGPSプロッターを拡大表示して水深を確認してから発進するなど、水路調査を十分に行わずに、11時32分志賀島北方沖合の釣り場を発進した。

a受審人は、操舵室の椅子に腰を掛けて操船に当たり、11時33分僅か過ぎ弘港西防波堤灯台から359度（真方位、以下同じ。）1.46海里の地点で、針路を225度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

こうして、a受審人は、志賀島北方沖合の浅所に向首している状況に気付くことなく続航し、11時35分弘港西防波堤灯台から348度1.25海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同

浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力1の南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期で、視界は良好であった。

乗揚の結果、プロペラ翼に亀裂等を生じて漂流状態となったが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、志賀島北方沖合において、釣り場を発進して帰途に就く際、水路調査が不十分で、同島北方沖合の浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、志賀島北方沖合において、釣り場を発進して帰途に就く場合、同島北方沖合の浅所の存在は知っていたものの、水深等の詳細を知らなかったのだから、作動していたGPSプロッターを拡大表示して水深を確認してから発進するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、自船より志賀島寄りを漁船が航行していたので、同漁船より沖合を航行すれば十分な水深があり支障なく航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、志賀島北方沖合の浅所に向首していることに気付かずに進行して乗揚を招き、プロペラ翼に亀裂等を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年5月25日

門司地方海難審判所

審判官 栗原 和 栄